3　要請者の権限のある当局から特に要請があった場合には、被要請者の権限のある当局は、被要請者の法令によって認められる範囲において、記録の原本の写しに認証を付した形式で、この条の規定に基づく情報の提供を行う。

4　各締約者は、第二条に定める目的のため、自己の権限のある当局に対し、次に掲げる情報を要請に応じて入手し、及び提供する権限を付与することを確保する。

(a)　銀行その他の金融機関及び代理人として活動し、又は受託者の資格で活動する者（名義人及び信託の受託者を含む。）が有する情報

(b)　法人、組合その他の者の所有に関する情報（第三条の規定の範囲内で、所有の連鎖における全ての者の所有に関する情報を含む。）。そのような情報は、次に掲げるものを含む。

(i)　信託については、委託者、受託者、保護者及び受益者に関する情報

(ii)　財団については、設立者、理事会の構成員及び受益者に関する情報

5　この協定は、両締約者に対し、過重な困難を生じさせることなしに株式公開法人又は公開集団投資基金若しくは公開集団投資計画の所有に関する情報を入手することができる場合を除くほか、当該情報を入手し、又は提供する義務を生じさせるものではない。

6　要請者の権限のある当局は、この協定に基づいて情報の提供を要請するに際しては、求める情報とその要請との関連性を示すため、被要請者の権限のある当局に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。

(a)　調査の対象となる者を特定する事項

(b)　要請する情報に係る記述（当該情報の性質及び要請者が希望する被要請者から当該情報を受領する形式を含む。）

(c)　要請する情報を必要とする課税目的

(d)　要請する情報を被要請者が保有しているか又は被要請者の領域的管轄内にある者が保有しており、若しくは管理していると認める根拠

(e)　要請する情報を保有しており、又は管理していると認められる者の名称及び住所（判明している場合に限る。）

(f)　要請が要請者の法令及び行政上の慣行に従って行われており、要請者が自らが被要請者の立場にあったとしたならば自己の法令に基づいて、又は自己の通常の行政上の慣行を通じて情報を入手することができ、並びに当該要請がこの協定に従って行われている旨の記述

(g)　要請する情報を入手するために要請者が自己の領域的管轄内において利用可能な全ての手段（過重な困難を生じさせるものを除く。）をとった旨の記述

**第六条**　海外における租税に関する調査

1　被要請者の権限のある当局は、要請者の権限のある当局の要請があったときは、被要請者内における租税に関する調査の適当な部分に要請者の権限のある当局の代表者が立ち会うことを認めることができる。

2　租税に関する調査を行う被要請者の権限のある当局は、1に規定する要請に応ずる場合には、できる限り速やかに、要請者の権限のある当局に対し、当該調査の時間及び場所、当該調査を行う当局又は職員並びに当該調査を行うために被要請者が求める手続及び条件を通知する。租税に関する調査の実施についての全ての決定は、当該調査を実施する被要請者が行う。

**第七条**　要請を拒否することができる場合

1　被要請者は、要請された情報が要請者の領域的管轄内にあったとしても要請者の権限のある当局が要請者の法令に基づいて、又は要請者の通常の行政上の慣行を通じて入手することができない場合には、当該情報を入手し、又は提供することを要求されない。

2　被要請者の権限のある当局は、次の場合には、支援を拒否することができる。

(a)　要請者の要請がこの協定に従って行われていない場合

(b)　要請する情報を入手するために要請者が自己の領域的管轄内において利用可能な全ての手段をとらなかった場合（そのような手段をとることが過重な困難を生じさせる場合を除く。）

(c)　要請された情報を公開することが被要請者の公の秩序に反することとなる場合

3　この協定は、締約者に対し、営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報を提供する義務を課するものではない。そのような情報には、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であって、各締約者の法令に基づいて保護されるものを含む。この3の前段及び中段の規定にかかわらず、第五条4に規定する情報は、同規定に規定する情報であることのみを理由として、そのような秘密又は取引の過程として取り扱われることはない。

4　情報提供の要請は、当該要請を行う契機となった租税債権が係争中であることを理由として、拒否されることはない。

**第八条**　秘密

1　この協定に基づき両締約者の権限のある当局が提供し、及び受領した全ての情報は、秘密として取り扱う。

2　1に規定する情報は、第二条に定める目的（不服申立てについての決定を含む。）に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）であって、両締約者内にあるものに対してのみ開示するものとし、これらの者又は当局は、当該目的のためにのみ当該情報を使用する。当該情報は、当該目的のため、公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。

3　1に規定する情報は、被要請者の権限のある当局の書面による明示の同意なしに、第二条に定める目的以外の目的のために使用することができない。

4　1に規定する情報は、非締約者内にある者又は当局に開示することができない。

**第九条**　費用

支援の提供において生じた費用の負担については、両締約者の権限のある当局の間で合意される。

**第三章**　二重課税の回避

**第十条**　対象となる者

この章の規定は、一方又は双方の締約者の居住者である個人に適用する。

**第十一条**　対象となる租税

1　この章の規定は、次の租税について適用する。

(a)　日本国については、

(i)　所得税

(ii)　住民税

（以下この章において「日本国の租税」という。）

(b)　ジャージーについては、所得税

（以下この章において「ジャージーの租税」という。）

2　この章の規定は、1に規定する租税に加えて又はこれに代わってこの協定の署名の日の後に課される租税であって、1に規定する租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約者の権限のある当局は、各締約者の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

**第十二条**　居住者

1　この章の規定の適用上、「締約者の居住者」とは、当該締約者の法令の下において、住所、居所その他これらに類する基準により当該締約者において課税を受けるべきものとされる個人をいう。ただし、「締約者の居住者」には、当該締約者内に源泉のある所得のみについて当該締約者において租税を課される個人を含まない。